

名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第71号

名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（平成24年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 1条及び第 2条を次のように改める。

（趣旨）

第 1条 この規則は、指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第 2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「法」という。）第36条第 1項、法第38条第 1項、法第51条の19第 1項、法第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定による指定の申請、法第41条第 1項、法第51条の21第 1項及び児童福祉法第24条の29第 1項の規定による指定の更新の

申請並びに法第37条第 1項及び法第39条第 1項の規定による指定の変更の申請は、児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和 7年こども家庭庁・厚生労働省告示第 3号。以下「告示」という。）別紙様式第 1号に市長が定める書類を添付して行うものとする。

第 3条を削る。

第 4条中「省令第34条の23第 1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第34条の23第 1項」に改め、「児童福祉法施行規則」の次に「（昭和23年厚生省令第11号）」を加え、「変更届出書（第 4号様式）」を「告示別紙様式第 2号」に、「第 5号様式」を「第 1号様式」に改め、同条を第 3条とする。

第 5条中「第 6号様式」を「第 2号様式」に改め、同条を第 4条とし、第 6条を第 5条とする。

第 1号様式から第 4号様式までを削り、第 5号様式を第 1号様式とし、第 6号様式を第 2号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 施行日以後に受ける指定の申請をする者で市長が定めるものに対する新規則の適用については、なお従前の例による。